

## 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和3年7月5日(月) 午前10時00分～午前10時40分					
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール					
③	出席委員							
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4		
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文	
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美	
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩	
17	高岡利典	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史	
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子	
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次	
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32		
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	堀内保宏	36	往見康範	
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男			
④	欠席委員		4	藤田秀美	32	中本祐市		
⑤	遅刻委員							
⑥	事務局		久保事務局長		富永次長		都築専門員(農政)	
			菊地係長(農地)		菊地主査(農政)			
⑦	農林水産課		菊池課長		竹田課長補佐		大田主事	
⑧	会議の内容		議案第47号	農地法第5条の規定による許可申請の取下について				
			議案第48号	農地法第3条の規定による許可申請について				
			議案第49号	農地法第4条の規定による許可申請の取下について				
			議案第50号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
			議案第51号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
			議案第52号	非農地証明について				
			議案第53号	下限面積(別段の面積)の変更について				
			議案第54号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長）

只今から、令和3年第7回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。

議案審議に入ります前に、去る6月30日開催の愛媛県農業会議第108回通常総会において、優良農業委員の愛媛県知事表彰並びに永年勤続農業委員等の愛媛県農業会議会長表彰があり、県下で7名の農業委員さん等がそれぞれ受賞されました。

今回、大洲市の勤続10年以上の農業委員並びに農地利用最適化推進委員さんはおられませんでした。事務局職員の都築祐司専門員が勤続10年以上となり、愛媛県農業会議会長表彰のうち、永年勤続農業委員会職員表彰を受賞されました。

改めて、表彰状の伝達を行います。お名前を読み上げますので、前にお進みください。都築祐司様。幸野会長の前にお進みください。

会 長

（表彰状伝達）

事務局（局長）

おめでとうございます。席にお戻りください。  
それでは、開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長

（会長挨拶）

事務局（局長）

ありがとうございました。それでは、議案審議に移ります。  
会議規則第3条により、幸野会長に議長をお願いいたします。

議 長（会長）

それでは、本日の会議を開きます。

出席委員は、農業委員19名中18名、農地利用最適化推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日は、4番 藤田秀美委員、32番 中本祐市委員より欠席の報告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、36番 往見康範委員と37番 菊地久美子委員を指名いたします。

次に、日程第2 書記の指名を行います。

本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。

それでは、日程第3 議案審議に入ります。

まず、議案第47号『農地法第5条の規定による許可申請の取下について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請の取下について」ご説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

1番、菅田町菅田の土地712㎡の内1.14㎡の案件は、本年5月6日に開催された定例総会で、ご審議いただいたものでございます。

愛媛県へ転用申請書を提出しましたところ、農地法第5条の許可のためには申請地を分筆する必要があると指示がありましたが、分筆に係る費用を考慮し、本件を農地法第3条の許可申請にするため、申請を取下げようとするものです。

なお、本件につきましては、この後ご審議いただく議案に上程してお

ります。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局から説明がありましたが、ご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案について、取り下げることにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、許可申請の取下げを認めることに決定いたしました。

次に、議案第48号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼係長）

議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番、先程取下げのあった案件でございます。菅田町菅田の土地、畑1筆・712㎡の内1.14㎡。申請地番の南側の部分になります。

地役権の設定者である譲受人が、自身の農地への進入路に対して、期間永年の地役権の設定を行います。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事しています。

2番、3番、4番は譲渡人が同一の関連案件です。

2番、新谷の土地、畑1筆・130㎡は売買による所有権移転です。

所有権移転後も引き続き、野菜の栽培を行います。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

3番、新谷の土地、田2筆・1,727㎡、畑3筆・211.04㎡、樹園地6筆・1,932.37㎡、並びに4番、同じく新谷の土地、畑4筆・1,375㎡、樹園地3筆・996㎡は親子間による贈与での所有権移転です。

所有権移転後も現況を引き継ぎ、水稻、野菜及び果樹の栽培を行います。

農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。

5番、1ヶ所修正をお願いします。地番の下に「外1筆」を加えてください。春賀の土地、田2筆・合計1,884㎡は、贈与による所有権の移転です。

所有権移転後も引き続き、水稻の栽培を行う予定です。

農業は、譲受人本人が必要な期間従事します。

6番と7番、関連案件です。

6番、肱川町宇和川の土地、田1筆・1,033㎡。こちらは親子間による使用貸借権の設定です。

7番、同じく肱川町宇和川の土地、畑3筆・計2,186㎡。贈与での所有権移転になります。

いずれも若干の整備を行ったうえで、水稻、果樹等を栽培します。

農業は、実家に住む両親とも協力し、年間を通して従事します。

8番、河辺町北平の土地、田1筆・2,038㎡。売買による所有権

の移転です。

所有権移転後は整備を行い、野菜等を栽培する予定です。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

以上、8件のご審議をよろしく申し上げます。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

11番

それでは1番案件のご説明をいたします。議案説明資料2ページも参考にしてください。

1番案件は、第5回定例総会において農地法第5条の許可申請を行ったものですが、転用許可には分筆が必要であることなどから、一旦取り下げをして、再度、農地法第3条の許可申請を行うものです。

申請地は、菅田公民館の北約180mにある道路です。

申請地の奥にある自己所有の農地に入るための進入路で、すえ切りのわずかな部分ではありますが、地役権の設定を行うものです。

その他の調査結果ですが、地役権設定ということで議案説明資料に記載のとおり、農地法第3条第2項の第4号と第7号のみが許可基準であり、その規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われれます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

2番。

19番

はい、失礼します。2番、3番、4番は私の担当地区で関連案件ですので、合わせて説明をさせていただきます。議案説明資料は3ページから5ページまでです。

1番案件は、売買による所有権移転となります。

申請地は、新谷公民館から南西に約850m、譲受人の自宅付近にある畑1筆になります。現在も良好に管理をされています。

また、農業は、夫婦と子どもで年間を通して従事しています。

2番、3番案件は親子間での贈与による所有権移転になります。

農業経営を徐々に譲っていくため、長男と次男にそれぞれ贈与するものです。子どもたちはそれぞれ実家の近くに住んでおり、農業自体は一緒に行っているため、農業世帯としては同一世帯となっています。

申請地はすべて良好に管理されています。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われれます。

以上、3件のご審議をよろしく申し上げます。

議長(会長)

5番。

21番

それでは、5番案件のご説明をいたします。議案説明資料6ページも参考にしてください。

5番案件は、親子間による贈与での所有権移転です。

申請地は、三善公民館の北西約900m、県道大洲・長浜線沿いにある田2筆になりますが、現在も良好に耕作されています。

農業は、譲受人本人が必要な期間従事していますが、これまでに耕作

議長(会長)

34番

に関する問題はありません。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことを確認しています。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

6番。

中本委員が欠席ですので、私のほうから説明させていただきます。

6番、7番案件については関連案件ですので、合わせてご説明いたします。議案説明資料7ページ、8ページを参考にしてください。

6番案件は、親子間による3年間の使用貸借権の設定、7番案件は、地元の有志に農地を譲りたいとの申し出があったことから贈与による所有権の移転となっています。

申請地は、大洲市役所肱川支所の南西約1.1kmにある譲受人の実家付近にあります。現在は遊休化しつつありますが、実家の家族の協力を受けながら申請地の手入れを行い、農業経営を新規に開始していきたいとのことです。

今後、農地の利用状況を確認していきたいと思います。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われ

ます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

39番

8番。

8番案件について、ご説明いたします。議案説明資料9ページをご覧ください。

当案件は、譲受人が効率的な農業経営を図るために、実家に近い申請地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、大洲市役所河辺支所の北東約7.2キロkmにある田1筆ですが、現在は遊休化しています。購入後は、申請地に隣接する場所に自己所有地もあるため、一体的に利用していきたいとのことです。

譲受人は、夫婦で農業に従事されており、耕作管理に関する問題はこれまでに生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われ

ます。その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われ

ます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

委員

議長(会長)

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

(質疑なし)

特に質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第49号『農地法第4条の規定による許可申請の取下について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(農地係長)

失礼いたします。議案第49号「農地法第4条の規定による許可申請の取下について」ご説明申し上げます。

議案書4ページをご覧ください。

1番、春賀の土地1筆の案件は、本年5月の第5回定例総会でご審議頂きましたものです。

申立てによりますと、申請人が所有する土地を売却することになり、土地購入予定者が申請地を農地として利用する意向もあるため、申請を取り下げるものでございます。

以上、1件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局から説明がありましたが、ご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案について、取り下げることにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、許可申請の取り下げを認めることに決定いたしました。

次に、議案第50号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(農地係長)

失礼いたします。議案第50号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書5ページ並びに別紙議案説明資料の10ページから12ページまでを併せてご覧ください。

1番、西大洲の土地1筆です。申請地は市道より低いところにあるが、進入路が狭いなど不便なため、敷地を造成して車庫と物置を建築するものであります。

申請地は、12ページの地番地目図に示した赤線の部分で、大洲市内中心部から西南西に約0.8kmのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域(第一種低層住居専用地域)が定められている区域内に位置する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

なお、申請地は、昭和51年頃に車庫と物置を建築して既に利用をされていることから、このことについては申請人より始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料の10ページをご確認ください。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

失礼いたします。1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の10ページから12ページまでをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、第3種農地であることから、問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程事務局から説明がありましたように、既に車庫及び物置を建築されており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は市道で、東側に農地はあるが同意を得ているなど、各項目において適当と思われることから問題はないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第51号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第51号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書6ページ並びに別紙議案説明資料の13ページから16ページまでを併せてご覧ください。

1番、東大洲の土地362㎡の案件は、譲受人の会社の既存の駐車場では、車を転回できるほど広くなく不便なため、隣接地である申請地を露天駐車場とするために、売買により取得しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北東に約3.0kmのところの位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（工業地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

3番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の13ページから16ページまでを参考にしてください。

申請地は、14ページの位置図のとおり、自動車道の東大洲インターチェンジから南西へ約900mに位置する農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われまます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、15ページの地番地目図のとおり、隣接農地はありませんので、問題ないものと思われまます。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えまます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり承認して送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり承認して送付することに決定いたしました。

次に、議案第52号『非農地証明について』を議題といたします。事務局の説明を求めまます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第52号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書7ページ並びに別紙議案説明資料17ページから19ページまでを併せてご覧ください。

1番、春賀の土地60㎡の案件は、農地法施行前から非農地ということで、申請があつたものでございます。

申出によりますと、申請地は農地法施行時には既に宅地（隣接する家の庭の一部）として利用しており、以降も農地として利用したことはないとのことでございます。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。



21番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。  
議案説明資料の17ページから19ページまでを、参考にしてください。

申請地は、18ページの位置図のとおり、JR春賀駅から北東へ約200mに位置する農地になります。

申請によりますと、申請地は昭和27年の農地法施行時には、隣接地の住宅の庭の一部として利用（ただし若干は野菜を植えていた）しており、それ以降も、全面を農地として利用したことはないとの申出です。

米軍による昭和23年撮影の航空写真から、申請地の隣接に建物が建設されているのが確認でき、農地法施行時から今日まで、全面を農地として利用されたことはないと認められます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第53号『下限面積（別段の面積）の変更について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼係長）

議案第53号「下限面積（別段の面積）の変更について」をご説明します。議案書8ページをご覧ください。

当議案では、『下限面積（別段の面積）の設定について』の中にある『空き家に附属した農地に限定した設定について』につきまして、農業委員会が指定した農地に限るとあるため、今回、指定追加としてご協議願うものです。

1番、大洲字浮舟谷の土地、畑1筆・343㎡です。

申請地は、大洲市役所から南西に約450mにある自宅、それに隣接する農地になります。議案書にも記載しておりますが、申請人が居住しておりましたが、高齢になり生活にも支障が出てきたことから、老人ホームの入所申込と同時期に『大洲市空き家バンク』に登録していたという経緯になっております。

なお、今回の総会でご承認いただけたら、次月の総会で『農地法第3条の規定による許可申請書』が提出される予定になっております。

以上1件、ご審議のほど、よろしく願います。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

- 議 長 (会長) 特にご質疑もないようですので、只今説明がありましたように、地番指定することにご異議ありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 議 長 (会長) ご異議ないものと認め、今回申出があった農地について、地番指定することに決定いたしました。  
次に、議案第54号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 (専門員兼係長) それでは、議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の9ページから、ご覧ください。  
新規案件のみを説明させていただきます。  
3番、4番、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定します。  
11ページです。10番、果樹を栽培するため、使用貸借権を10年間設定します。  
11番、果樹を栽培するため、賃借権を3年間設定します。  
12番以降は、すべて再設定になりますので、ご確認をお願いします。  
以上、利用権設定・件筆数は16件・31筆、利用権設定総面積は40,032㎡。  
いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまます。  
ご審議のほど、よろしくお願いします。
- 議 長 (会長) 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
- 委 員 (質疑なし)
- 議 長 (会長) 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 議 長 (会長) ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。  
以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることいたします。